○九州地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　大分都市計画道路事業三・四・十九号古国府木ノ上線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月十六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大分県大分市大字上宗方字堀切園、字宮田、字上宮田、字四反田、字大坪、字野添、字鬼塚、字塊田、字年ノ神、字世利越、字虚言迫及び字油ヶ迫並びに大字市字井ノ上、字沼口、字穴田、字ゾシ田、字池田及び字洲高田地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年九州地方整備局告示第六十六号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業三・三・五号山田関の江線

三　事業施行期間　自平成二十一年四月二十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千九百二十九号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業三・四・十七号富士見通南立石線

三　事業施行期間　自平成六年九月六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年九州地方整備局告示第六十三号大分都市計画道路事業三・四・三十五号鶴崎駅前松岡線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　旭川圏都市計画道路事業三・三・七号旭町通

三　事業施行期間　自平成二十年六月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・二・三百九号二丁目通及び三・四・三百四号上美生通

三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・二・三百九号二丁目通

三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　砂川都市計画道路事業三・三・三号赤平砂川線

三　事業施行期間　自平成二十一年四月六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし